

松原市児童生徒等就学援助費支給事務取扱要領

松原市児童生徒等就学援助費支給事務取扱要領(平成14年度事務処理から適用)の全部を改正する。

(支給対象者)

第1条 松原市児童生徒等就学援助費支給要綱(以下「支給要綱」という。)第2条に規定する生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困窮していると市長が認めるもの(以下「準要保護者」という。)とは、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮しており、次に掲げる者で、援助を必要と認める者とする。

(昭38.1.18文初財第57号)

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の減免又は固定資産税の減免
 - ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免
 - エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収猶予
 - オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
 - カ 世帯更正貸付補助金による貸付け
- (2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - イ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
 - ウ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態の悪いと認められる者
 - エ 経済的理由による欠席日数が多い者
- (3) 前各号以外の者で、次の第2条で定める支給可否の基準額以下の者

(支給可否の基準)

第2条 前条第3号で規定する者とは、以下の方法により定めた基準額以下の者と
する。

- (1) 標準世帯（４人）を定め、本市の生活保護費（生活扶助費１類・２類、冬期加算額、教育扶助費、期末一時扶助費、住宅扶助費の合計額）を算定し、その額に１.１を乗じて得た額を給与所得者等の収入額として、給与所得控除後の金額（総所得額）を求め、その総所得額を標準世帯（４人）の基準額とする。また、支給対象世帯の世帯員の人数に応じて、別に定める方法により、標準世帯（４人）の基準額に増額または減額をし、基準額とする。
- (2) 同一世帯内で２人以上に収入がある場合、同一世帯内の総所得額の合算額と前項で定めた基準額を比較するものとする。
- (3) 居住用財産の買換えにかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を受け基準額以下になる場合は、就学援助費の支給を受けることができる者から除く。

（申請場所及び期間）

第３条 支給要綱第４条の申請の受付は、児童生徒等の在学する学校及び教育委員会教職員課で行うものとする。

- ２ 申請の期間については、別に期限を定める。ただし、前記期限後であっても、年度途中での転入学又は家庭の事情の急変等の場合は随時とする。
- ３ 支給要綱第２条第１項第１号に定める要保護者については、同要綱第４条の申請は要しないものとする。

（添付書類）

第４条 申請に必要な添付書類は、次に掲げるとおりとする。

ア 当該支給対象者に係る世帯全体の収入（総所得額）を証する市長村長が発行する書類。ただし、当該市長村が発行する書類については、本市において証明を取得できる場合は提出を要しない。

イ 申請者（保護者）の振込先預金通帳の口座名義人氏名・銀行名・支店名・口座番号等の確認できる部分のコピー

- ２ 特別な事情により申請する世帯または、第１条第１号及び第２号に掲げる者で援助を必要と認める者については、前項に掲げる添付書類に加え次の書類等も添付するものとする。

（１）特別な事情により申請する場合

ア 児童または生徒等の保護者が特別な事情により経済的に困窮していることが確認できる資料や証明書

イ 学校長の意見書又は、保護者が経済的に困窮している旨の申述書
(2) 第1条第1号(ア～カ)の場合

ア それぞれの事由を証明する書類

イ 学校長の意見書又は、保護者が経済的に困窮している旨の申述書

(3) 第1条第2号(ア～エ)の場合

ア 児童または生徒等の保護者が経済的に困窮していることが確認できる資料や証明書

イ 学校長の意見書又は、保護者が経済的に困窮している旨の申述書

(就学援助費の支給)

第5条 就学援助費は、第3条第2項で定めた期限までの申請分については4月分から、その他の申請分については申請月から支給する。ただし、やむを得ない事情があり、相当と認めるときは、必要な月数を遡って支給することができる。

(支給の時期)

第6条 就学援助費の支給は、原則として2期に分け、前期は10月、後期は3月とする。ただし、支給要綱第2条第1項第2号に定める夜間生徒にかかる就学援助費の支給は、前期は12月、後期は3月とする。

(細目)

第7条 この事務取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、「就学援助費事務処理について」で定める。

附 則

この要領は、平成22年度の事務処理から適用する。